

大山町議会議長 藤田英明様

大山町議会議員 西川富二郎

平成28年度大山町議会議員研修会(2日間コース)

「自治体予算を考へる」

平成28年7月21日(木)～7月22日(金)

全国市町村国際文化研修会(国際文化研究所)

予算制度

①(1) 予算の意義

(1) どのよう行政がどのよう展開が行われるか、その具体的な表現を一覽表に示す

(2) 議会の関与による執行機関の民主的財政運営を表現

(3) 一定の方針の下、執行機関の意表統一と各執行機関の意思統一と各執行機関相互間の水準を定めておく手段

(4) 歳出を通じて、事務事業の統制と具体的な行政執行許容の範囲の手段

(5) 住民に情報を提供し、住民が自治体の税金がどの程度に使われ、効果が住民に還元されているかを判断する基礎

②(2) 予算の原則

(1) 会計年度独立の原則

(2) 総計予算主義の原則



① 予算事前決議の原則

② 予算公開の原則

③ 予算編成

・ 予算編成権 (自治法 211, 218, 180の60)

・ 地方公共団体の長は予算案を編成する権限と義務

・ 地方公共団体の長が予算案を作成し、議会に提案

・ 地方公共企業の子予算は公益企業管理者が作成し、原案

に基づき地方公共団体の長が作成 (地公企法 24(2))

・ 教育委員会等各種委員会の子予算は地方公共団体の長が作成し、議会に審議し可決すれば予算成立 (自治法 96(2) Ⅱ)

・ 議員は予算案を議会に提出する権限はない (自治法 97(2))

④ 予算公開の原則

・ 住民への公共サービスの提供は予算により実現

・ 予算の住民への公表、わかりやすい工夫により、予算を住民に理解してもらう努力を怠ることは必要

・ 予算の要領の公表 (自治法 219(2))

・ 財政報告の公表 (自治法 243の3(1) 条例により年2回以上)

エの公表

(その他の公開制度)

議会の認定に基づき、決算要領の住民への公表 (自治法 233(2))

健全化判断比率等公表と議会等への報告 (財政健全化法)



# 決算

。一般会計年度の歳入歳出予算について作成する確定的収支  
数表 (国法考 233)

- 意義
- ① 歳入歳出に対する出納の実績、歳出予算の適正な  
執行及びその成課を調査し、その適否をみる
  - ② 次年度予算の執行の際の指針

## 財政診断

財政診断に活用できる主な資料

### ① 主要材料による公表

。財政状況の公表資料

。決算関係資料

。定算・給付関係資料

。出資法人等の経営状況の歳会報告

。行政改革に関する資料

。職勢4表 (賃借対照表、行政工外計簿等、

純資産変動計算書、資金収支計算書

### ② 他 公共施設の老朽化対策

背景。過去の建設された公共施設等がこれから大量に更  
新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然と  
して厳しい状況にある



。人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が  
変化していき

。市町村合併後の<sup>施</sup>設全体の最適化を図る必要がある  
。公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、  
更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、  
財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設~~等~~等  
の最適化~~を~~な配置を実現することが必要